

新型コロナウイルス感染症に係る市の主催・共催イベント・行事等の
開催の考え方と開催時における対策について

期間：令和3年10月1日から当面の間

1. 基本的な考え方

- イベント・行事等を開催する場合は、三密の発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施したうえで開催する。
- 感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断する。
- 収容率・人数上限等については、県の「イベント開催制限の考え方について」（※1）に準じることとする。（必要最小限の人数となるよう配慮する）
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談することとする。

※1 https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/files/03_41_eventkangaekata.pdf

2. イベント・行事等開催時の感染防止対策について

- イベント・行事等の開催時には以下の項目のほか、取りうる限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 必要に応じ入場者の制限や誘導等を行うこと
 - ・ 参加者間の距離はできるだけ2m(最低でも1m)程度を確保すること
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 上記のほか、国における新型コロナウイルス感染症対策に係る通知等についても参考とし、感染予防と感染拡大防止対策に必要な取り組みを徹底して実施すること

※ 業種別ガイドライン (<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>) の遵守、感染リスクが高まる「5つの場面」 (https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf) の確認と周知を徹底すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや、県内及び弘前保健所管内の状況等に応じて適宜見直すこととする。